

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第2区分

【発行日】平成18年11月24日(2006.11.24)

【公表番号】特表2002-526810(P2002-526810A)

【公表日】平成14年8月20日(2002.8.20)

【出願番号】特願2000-574979(P2000-574979)

【国際特許分類】

G 09 F 9/00 (2006.01)

G 06 F 3/041 (2006.01)

【F I】

G 09 F 9/00 3 0 2

G 06 F 3/033 3 6 0 A

【手続補正書】

【提出日】平成18年10月2日(2006.10.2)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】以下を具備する耐引っかき性ディスプレー：

基材；

少なくとも第1の導電層を含む前記基材の1表面上の活性部位；及び前記ディスプレーと接触する物体のエネルギー散逸性を低下させるための、前記活性部位上に付着されたホメオトロピックオルガノシラン層。

【請求項2】前記活性部位が前記第1の導電層上に保護層を更に含む、請求項1記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項3】前記活性部位が前記第1の導電層上に変形可能な導電層を更に含む、請求項1記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項4】前記オルガノシランが液晶シランを含む、請求項1記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項5】前記基材が透明である、請求項4記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項6】前記透明基材がガラスである、請求項5記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項7】前記ディスプレーがタッチスクリーンパネルである、請求項4記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項8】前記第1の導電層が酸化スズを含む、請求項1記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項9】前記活性部位の反対表面の前記基材上に付着された第2の導電層を更に含む、請求項1記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項10】前記第1及び前記第2の導電層が酸化スズである、請求項9記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項11】以下を具備する耐引っかき性タッチスクリーンパネル：

絶縁性基材；

前記絶縁性基材の1表面上に配置された導電層；

前記導電層上に配置された保護層；及び

前記タッチスクリーンパネルに接触する物体のエネルギー散逸性を低下させるための、前記保護層上に配置されたホメオトロピックオルガノシラン層であって、その1つの表面が

外界にさらされている層。

【請求項 12】 以下を具備する耐引っかき性タッチスクリーンパネル：

絶縁性基材；

少なくとも、前記絶縁性基材に近接して配置された第1の導電層、前記第1の導電層に近接するが隔てられている変形可能な導電層、及び前記変形可能な導電層上に配置された保護層を有する活性部位であって、前記基材上に配置された活性部位；及び前記タッチスクリーンパネルに接触する物体のエネルギー散逸性を低下させるための、前記活性部位上に配置されたホメオトロピックオルガノシラン層。

【請求項 13】 耐引っかき性のコーティングされた透明製品の製造方法であって、伝達媒体とホメオトロピックオルガノシランを組み合わせること；及び保護対象のコーティングされた透明製品に前記組み合せ物を適用すること、を含む方法。

【請求項 14】 前記オルガノシランが液晶シランを含む、請求項 13 記載の方法。

【請求項 15】 前記組み合せ物を適用した後に、前記組み合せ物の解離温度より低い温度に前記製品を加熱することを更に含む、請求項 13 記載の方法。

【請求項 16】 前記伝達媒体が水を含む、請求項 13 記載の方法。

【請求項 17】 伝達媒体がアルコールを含む、請求項 13 記載の方法。

【請求項 18】 前記保護層がオルガノシロキサンを含む、請求項 2 記載の耐引っかき性ディスプレー。

【請求項 19】 前記伝達媒体と前記ホメオトロピックオルガノシランとの前記組み合せ物を適用した後に、前記組み合せ物の解離温度よりも低い温度に前記製品を加熱することをさらに含み、前記伝達媒体はアルコールを含む、請求項 13 記載の方法。